



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10月28日 (火)
第651号

目次

告 示

○生活保護法による指定施術機関の指定	785
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	785
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	786
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	787
○鳥獣保護区の存続期間の更新	787
○特定猟具使用禁止区域の指定	793
○土砂災害計画区域の指定に関する告示の一部改正	801
○同	802
○同	803
○同	803
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	804
○同	804
○同	805
○同	806
○土砂災害警戒区域の指定	806
○同	807
○土砂災害特別警戒区域の指定	807
○同	807
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	808

告 示

栃木県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 7 月30日	加藤 友章		かりん接骨院	さくら市鷺宿1860- 2

栃木県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
令和 7（2025）年 10月 1 日	社会医療法人友志会 野木病院 （医療法人社団友志会 野木病院）	下都賀郡野木町友沼5320- 2

2 指定訪問看護事業者等

変 更 年 月 日	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
令和 7（2025）年 10月 1 日	社会医療法人友志会 訪問看護ステーショ ンたんぽぽ （医療法人社団友志会 訪問看護ステー ションたんぽぽ）	下都賀郡野木町友沼5982- 5
令和 7（2025）年 10月 1 日	社会医療法人友志会 訪問看護ステーショ ン石橋 （医療法人社団友志会 訪問看護ステー ション石橋）	下野市下古山 1 -15- 4

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第454号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7（2025）年 7 月19日	佐藤医院	那須塩原市西栄町 7 -16
令和 7（2025）年 8 月31日	なすふれあい薬局	那須塩原市沓掛 2 -19-18
令和 7（2025）年 8 月31日	柳田歯科医院	河内郡上三川町大字上三川4944-21
令和 7（2025）年 8 月31日	鬼怒川クリニック	日光市高德632
令和 7（2025）年 9 月 1 日	クスリのアオキ倭町薬局	栃木市倭町 8 -23
令和 7（2025）年 9 月 1 日	クスリのアオキ真岡荒町薬局	真岡市荒町 2 - 1 -58
令和 7（2025）年 9 月 1 日	しぶや歯科クリニック	真岡市荒町1180- 3

栃木県告示第455号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 8 月25日	小関歯科医院	栃木市大平町富田1621-2

(保健福祉課)

栃木県告示第456号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
大 沢 鳥 獣 保 護 区	1 区域 日光市清原地内の県道氏家今市線と市道今1010号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道今1024号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道今1023号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道宇都宮船生高德線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道氏家今市線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道今1020号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道今市青少年スポーツセンター線の起点に至り、同所から同県道を南進し一般国道119号線との交点に至り、同国道を北西に進み今1010号線との交点	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日光市東部に位置し、全体的には平坦であるが、標高300～400m程度の山もいくつか存在する。近年では住宅地も目立ち始めているが、大室平地林をはじめ多くの森林が存在していること、また、ヒヨドリやメジロ等の多様な鳥類や、タヌキやキツネ等の獣類の生息が確認されていることなどから、鳥獣類にとっては依然として優れた生息環境となっている。 このように、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可する

	に至り、同所から同市道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 1,850ヘクタール		ものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
芦野・伊王野 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須郡那須町大字伊王野地内一般国道294号と町道伊王野下町線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北東に進み町道芦野中央線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み林道芦野蓑沢線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道米沢線との交点に至り、同所から林道米沢線を南西に進み町道河原町～上町線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道伊王野下町線との交点に至り、同所から町道伊王野下町線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 325ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、八溝県立自然公園内に位置し、八溝の森林と学校施設、寺社等を内包している。区域内の林況は、大部分がスギ、ヒノキ等の造林地であるが、広葉樹林も点在していること、また、多様な動植物が生息していることなどから、野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。 このように、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生活環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
薬 利 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須郡那珂川町薬利地内県道矢板那珂川線と町道薬利柳林線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し同902番地に至り、同所から同899番との山林の尾根に向かって北西に140m進み更に同所から90m北進し同945番地の山林と耕地の境界線に至り、同所から尾根に向かって北進し、更に尾根伝いに東進し町道薬利柳林線に至り、同所から同951番地の山林の尾根伝いに南東に進み	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那珂川町の西部に位置し、一級河川那珂川、箒川に近く、緩やかな森林となっている。区域内は、コナラ、クヌギ等の広葉樹とスギ、ヒノキの針葉樹が混在しており、ヒヨドリ、カワラヒワ等、多様な鳥類が生息している。また、住宅地に近いことから、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置

	同978番地の山林の峰に至り、同所から歩道を南西に進み町道薬利柳林線に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 8ヘクタール		を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
両 崖 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 足利市本城1丁目地内市道両崖通りと県道足利環状線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道本城2丁目15号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本城足利高校通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み織姫神社前を経て更に北西に進み市道西宮通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道西宮町6号線との交点に至り、同所から同市道を北進し同市道終点に至り、同所から林道を650m北進し更に峰方向に（北方）に100m進み同市西宮町と大岩町との境界に至り、同所から尾根を東進し両崖山山頂に至り、同所から沢を東進し市道両崖通りとの交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 150ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、足利市中心部に位置し、足利市街地に隣接した区域である。区域内にはクヌギやコナラ等のカシ類やツツジ等の多様な樹種の広葉樹林が形成されており、鳥類ではスズメやカワラヒワ、ウグイス等、獣類ではキツネやタヌキ等、市街地に隣接していながら多様な動植物が生息している。また、当地域には、首都圏自然歩道の歴史のまちを望むみちが通ることからも、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
八 幡 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 宇都宮市塙田1丁目1番20号栃木県庁敷地南東角を起点とし、当所から県道宇都宮向田線を北西	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市の中心地付近、栃木県庁の北側に位置し、八幡山を中心と

	に進み市道240号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道21号線（通称競輪場通り）との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2145号線（通称赤門通り）との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 57ヘクタール		した穏やかな丘陵地帯であり、シジュウカラ、メジロを始めとする多様な鳥類が生息している。また、市街地に近いことから、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
那 須 神 社 鳥 獣 保 護 区	1 区域 大田原市南金丸地内一般国道461号と市道南金丸7号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北西に進み市道大学北線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み北金丸6号線との交点に至り、同所から同北金丸6号を北東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道旧東野鉄道線を南東に進みさらに東進し、市道小滝北金丸線の交点に至る。同点から更に同市道旧東野鉄道線を100m東進し農道分岐に至り、同所から同農道を南東に進み市道南金丸11号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みさらに南進し、市道南金丸11号線との交点に至り、同所から同南金丸10号線を西進し、市道南金丸7号線に至り、同交点から同市道	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、大田原市のほぼ中央部に位置し、「金丸緑地環境保全地域」を含んだ地域である。那須神社境内林は、スギ、ケヤキ、エドヒガン等が生い茂り中低木としてネズミモチ、シラカシ、エノキ、アオキ等が植生しており、野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。 このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。

	南金丸 7 号線を南進して 起点に至る線に囲まれた 一円の区域 2 面積 33ヘクタール		
戸田調整池 鳥獣保護区	1 区域 那須塩原市戸田地内県 道矢板那須線と市道戸田 縦 3 号線との交点を起点 とし、同所から同県道を 北東に進み市道南縦 2 号 線との交点に至り、同所 から同市道を南東に進み 市道戸田南横線との交点 に至り、同所から同市道 を南西に進み、市道戸田 縦 3 号線との交点に至 り、同所から同市道を北 西に進み起点に至る線に 囲まれた一円の区域 2 面積 28ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、周囲を松など平地林に囲ま れた地域であり、戸田調整池には、冬季 にはカモ類が多数渡来するなど、自然環 境に恵まれた地域であり、野生鳥獣の良 好な生息環境を形成している。 このように、当地域は野生鳥獣の生息 地に適しており、野生鳥獣の保護と生息 環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護 区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置 を行う。また、密猟防止のための見回 りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合 は、被害の状況や講じられている防除 対策等を十分に審査した上で許可する ものとする。なお、許可については、 市町に権限を委譲していることから、 十分連携を深め、迅速な対応となるよ う注意する。
喜連川 鳥獣保護区	1 区域 さくら市喜連川地内市 道K 2008号と市道K 3130 号との交点を起点とし、 同所から市道K 3130号を 南進し市道K 3119号との 交点に至り、同所から同 市道を西進し市道K 3115 号との交点に至り、同所 から同市道を西進し璉光 院に通じる道路（認定外 道路）との交点に至り、 同所から同認定外道路を 西進し遊歩道との交点に 至り、同所から同遊歩道 を北進し市道K 3136号と の交点に至り、同所から 同市道を北西に進み市道 K 2008 号との交点に至 り、同所から同市道を北	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、さくら市の北東部に位置 し、内川と荒川に挟まれ「喜連川緑地環 境保全地域」を含んだ地区で、アオサ ギ、コジュケイを始めとする多様な鳥類 が生息しており、自然とのふれあい や鳥獣の観察の場所として確保する必要 があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地 として、県指定鳥獣保護区の存続期間を 更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置 を行う。また、密猟防止のための見回 りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合 は、被害の状況や講じられている防除 対策等を十分に審査した上で許可する

	東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 31ヘクタール		ものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
那 珂 川 国民休養地 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須烏山市小木須地内の市道長手国見線と市道大海国見線との交点を起点とし同所から那珂川国民休養地の公園道路を南進し、県道那須黒羽茂木緑との交点に至り、同所から同県道を西進し自然歩道国見牧野線との交点に至り、同所から同自然歩道を北進し、市道長手国見線に通じる遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し市道長手国見線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 30ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、旧烏山町の南に位置し、那珂川左岸の那珂川県立公園を含む地域となっている。鳥類ではヒヨドリ、カワラヒワ、ホオジロなど疎林林縁性の種、シジュウカラ、コゲラ、メジロの森林性の種、カワセミ、イカルチドリの水辺性の種と様々な種が生息しており、獣類についてはタヌキやキツネなどが生息している。また、県立公園を含むことから、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。
出 流 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 栃木市出流町地内市道1007号線と市道2005号線との交点を起点とし、同所から市道1007号線を北西に進み満願寺所有山林との境界に至り、同所から同山林界を西進し栃木市と佐野市との行政界に至り、同所から同行政界を北西に進み片角観音入林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、更に南東に進み同林道の起点に至り、同所から尾根に向かって北東に	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、栃木市の北西部の山地帯に位置し、鳥類としてはキジバトやヤマドリ等が、獣類としてアナグマやキツネ、キクガシラコウモリ等、多様な生物が生息しており、また、出流ふれあいの森や満願寺を含むことから、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 そのため、当地域を身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 保護管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置

	進み栃木市と鹿沼市との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進み市道14001号線との交点である寺坂峠に至り、同所から同市道を南西に進み市道2005号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域		を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。
2	面積 356ヘクタール		(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意する。

栃木県告示第457号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
宇都宮中央特定猟具使用禁止区域	1 区域 宇都宮市白沢町地内市道20607号線と県道上横倉下岡本線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道20862号線との交点に至り、同所から同市道を東進し内川との交点に至り、同所から内川を南東に進み市道20288号線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し宇都宮市下岡本町と同市平出工業団地との字界の交点に至り、同所から同字界を南東に進み宇都宮市下岡本町と同市平出町との字界の交点に至り、同所から同字界を南東に進み九郷半水路右岸との交点に至り、同所から同水路を南進し一般国道4号（新4号）との交点に至り、同所から同一般国道を南進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道426号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4919号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道428号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上三川町道2-39号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道4-132号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道2-37号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道4-134号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道4-162号線との交点に至り、同所から同町	令和 7 (2025) 年11月1日から令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

道を南進し町道 4-044 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一級河川江川左岸に至り、同所から同河川左岸を南進し町道 2-35 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道二宮宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道 1-19 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道 4-366 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道下岡本上三川線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み町道 5-156 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を南西に進み町道 5-121 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道 5-040 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 1-13 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道 5-043 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 5-119 号線との交点に至り、同所から同町道を北進しさらに西進し一般国道 4 号（新 4 号）との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道宇都宮結城線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道 2-08 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 2-06 号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道 3-024 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道 3-011 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一般国道 4 号（新 4 号）との交点に至り、同所から同一般国道を北進し町道 2-03 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 3-123 号線との交点に至り、同所から同町道を北進しさらに東進し一般国道 4 号（新 4 号）との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を西進し宇都宮市道 5157 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道 697 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道 121 号（通称宇都宮環状道路）との交点に至り、同所から同一般国道を西進し市道 2372 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 696 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道 1753 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 1757 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道 2379 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道 3440 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 709 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 2384 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 1792 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道 712 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道 3610 号線との

交点に至り、同所から同市道を南進し認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を南進し市道734号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道776号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道699号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2594号線との交点に至り、同所から同市道を南進し宇都宮市と下野市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮市と下野市と壬生町の行政界との交点に至り、同所から宇都宮市と壬生町の行政界を北西に進み市道2346号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し宇都宮市と鹿沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進し宇都宮市道805号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1330号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み鹿沼市道7231号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道0353号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7032号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7228号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宇都宮市と鹿沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮市と鹿沼市と日光市の行政界との交点に至り、同所から宇都宮市と日光市の行政界を北東に進み県道宇都宮今市線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道大谷観音線との交点に至り、同所から同県道を北進し宇都宮市道635号線との交点に至り、同所から同市道を北進し姿川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道3353号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み県道小林逆面線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し旧宇都宮市と旧河内町との旧行政界に至り、同所から同行政界を東進しさらに北東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道氏家宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道20607号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、宇都宮水道山鳥獣保護区、瑞穂野中学校鳥獣保護区、富屋小学校鳥獣保護区、八幡山鳥獣保護区及び宇都宮市農林公園鳥獣保護区の区域を除く）

	19,964ヘクタール		
ロイヤル カントリー 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 宇都宮市宮山田町地内市道10002号線と県道小林逆面線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み通称旧田の入沢林道との交点に至り、同所から同林道を北進しゴルフ場外周道路との交点に至り、同所から同外周道路を北西に進み市道13234号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道13233号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 231ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
モビリティリ ゾートもてぎ 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字鮎田字平沢1831番地 2 外1839筆の本田技研工業株式会社所有の土地並びに茂木町大字飯野字放118、119、120、121番地 1、121番地 3、121番地 4、121番地 5、122、123、134番地 2、3182、3183、3517番地 7、3517番地 8、3518番地 1、3518番地 3、3519番地 1、3519番地 3、3519番地 4、字臺235番地 2、238番地 1、238番地 2、238番地 3、239番地 1、239番地 2、239番地 5、247、3540番地 2、字馬内23番地 3、29番地 1 及び 29番地 7 の区域 2 面積 648ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
エコパーク 板 戸 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 宇都宮市板戸町3625番地 1 外154筆のエコパーク板戸の敷地全域 2 面積 40ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
下 沢 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市下沢地内市道2735号線と県道鹿沼日光線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み大芦川との交点に至り、同所から大芦川右岸を南東に進み同市下沢1029番地62の農道との交点に至り、同所から同農道を西進し市道2735号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 21ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
永 野 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市栗野町上永野地内県道上永野下永野線と永野川との交点（久保田橋）を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道ナ258号線との交点に至り、同所から同市道を南進し永野川との交点に至り、同	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

	所から同河川右岸を北西に進み渡良瀬川森林計画区栗野町永野地区 7 林班と同 8 林班との交点（田中橋）に至り、同所から同林班界を南進し鹿沼市と栃木市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し南栃木ゴルフ倶楽部と民有地の境界との交点に至り、同所から同境界を北進しさらに東進し永野川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 278ヘクタール		
板 荷 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市板荷地内県道宇都宮今市線と鹿沼市と日光市の行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道小来川文挾石那田線との交点に至り、同所から同県道を南進し東洋グランドパーク鹿沼いずみ野ニュータウン入口との交点に至り、同所から同団地内の道路を地類界（宅地と隣地）に沿って南進更に西進し鹿沼市板荷1824番地68にて市道0314号線との交点に至り、同所から同市道を南進更に西進し県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道4224号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4019号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4753号線との交点に至り、同所から同市道を西進し林道勸進坊線との交点に至り、同所から同林道を北進し鹿沼市自然体験交流センター敷地の西端との交点に至り、同所から同敷地界を北進し黒川との交点に至り、同所から同河川左岸を西に進み鹿沼市板荷3034番地の日枝神社西端を流れる水路との交点に至り、同所から同水路を北西に進み市道4022号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4231号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4021号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道小来川文挾石那田線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道0007号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4011号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道宇都宮今市線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 177ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
日 光 市 西 町 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 日光市安川町地内市道日3217号線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同一般国道を西進し県道裏見滝線との交点に至り、同所から同県道を西進し国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し日光森林計画区30林班イ準林班との境界に至り、同所から同準林班の南縁を東進し一級河川田母沢川との交点に至り、同所から同河川を北進し国有	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

	林との境界に至り、同所から同境界を東進し女峰山登山道に至り、同所から同登山道を東進し林道御堂山線との交点に至り、同所から同林道を南進し市道日3217号線との交点に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 165ヘクタール		
千 本 木 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 日光市千本木877番地 1 外90筆の旧パインズ日光ゴルフ倶楽部の敷地全体 2 面積 89ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
矢 板 カ ン トリークラブ 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 矢板市平野1364番地外矢板カントリークラブの敷地全域 2 面積 105ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
桜ふれあいの郷 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 さくら市鍛冶ヶ澤地内市道U 2 -34号と市道U 2 -35号との交点を起点とし、同所から市道U 2 -35号を北東に進みさくら市鍛冶ヶ澤269番地 1 桜ふれあいの郷敷地の南西の端との交点に至り、同所から同敷地界を北東に進みさらに南東に進み市道U 2 -35号との交点に至り、同所から市道U 2 -35号を西進しさくら市鍛冶ヶ澤地区と葛城地区との境界に至り、同所から同境界を南東に進みさくら市と那須烏山市との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進みさくら市道U 2 -34号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 64ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
八 塩 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 大田原市八塩517番地外367筆の旧大田原ゴルフ倶楽部の敷地全域 2 面積 148ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
ゴルフ倶楽部 ゴ ー ル デ ン ウ ッ ド 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 大田原市北野上地内ゴルフ倶楽部ゴールドデンウッ드의敷地全域 2 面積 111ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
佐 良 土 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 大田原市矢倉地内県道小口黒羽線と大田原市と那珂川町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を西進し南進しさらに西進し、市道佐良土33号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

	佐良土12号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道佐良土14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道佐良土 9 号線の交点に至り、さらに農道を北西に進み一般国道294号の交点に至り、さらに農道を北西に進み市道佐良土 6 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道佐良土16号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み市道佐良土16号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道品川佐良土線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道294号の交点に至り、さらに市道品川佐良土線を南東に進み市道佐良土33号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道小口黒羽線との交点に至り、同所から同県道を東進しさらに南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 174ヘクタール		
乙 連 沢 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 大田原市羽田地内県道大田原芦野線と市道羽田佐野線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道羽田 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道羽田佐野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道羽田野間線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道羽田 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道羽田黒羽向町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、県道中田原寒井線との交点に至り、さらに同市道を南東に進み市道桜木沢 9 号線及び認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北西に進み旧大田原市と旧黒羽町との旧行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進みさらに南進し県道東小屋黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道乙連沢 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北進し県道大田原芦野線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 284ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
横 枕 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 那須烏山市横枕607番地 4 地先ほか旧那須城ゴルフ倶楽部敷地全域並びに644、646、647、649番地から652番地 2、652番地 3、669から671番地、671番	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

	地 2、672、674、675、682、683、702 番地 1、719 番地 1 から742番地 3、750番地 1 から760番地、810、811番地、824番地から832番地、834番地及び835番地の区域 2 面積 90ヘクタール		
佐 野 駒 場 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 佐野市赤見町2007番地内一般国道293号と市道赤見234号線の交点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み市道赤見213号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、同市道の終点から西進し、用水を渡り赤見町4538番地の南を迂回し農道を北東に進み市道赤見214号線の終点との交点に至り、同所から同市道を北進し赤見町姥ノ沢と壱ノ坪との字境に至り、同所から同字境を北西に進み赤見町越所と壱ノ坪との字境に至り、同所から同字境を北西に進み赤見町5399番地に接する市道赤見281号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み市道赤見282号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み佐野市と足利市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東に進み鳩の峰に至り、同所から尾根伝いに水無沢上流まで至り、同所から尾根伝いに南東に進みゴルフ場内出流コース14番ホール北端から南進し、調整池右岸側に至り、同所から南進し堤防に至り、同所から東進し、水無沢に通ずる林道の終点に至り、同所から同林道を南東に進み市道赤見230号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤見234号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 317ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
小 山 高 椅 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 小山市延島地内市道11号線と吉田用水との交点を起点とし、同所から同用水を南東に進み田川との合流点に至り、同所から田川を南西に進み栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み県道結城石橋線との交点に至り、同所から同県道を北進し、市道11号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域 2 面積 190ヘクタール	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器
田 沼・葛 生 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 佐野市会沢町地内一般国道293号と佐野市と栃木市の行政界（会沢隧道）との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交点に至	令和 7 (2025) 年11月 1 日から 令和17 (2035) 年10月31日まで	銃器

り、同所から同県道を西進し市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本町枯木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木葛生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道原番場線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道築地吉水線との交点に至り、同所から同県道を南進し旧葛生町と旧田沼町の旧行政界との交点に至り、同所から同行政界を川に沿って南西に進みさらに北西に進み森林計画図佐野市田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同三好地区14林班内のウ準林班とエ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を西進し作業道との交点に至り、同所から西進し同三好地区14林班のオ準林班に至り、同準林班界を北西に進み、市道6018号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道234号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6006号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6091号線との交点に至り、同所から同市道を北進し太平洋クラブ佐野（ヒルクレストコース）の境界線に至り、同所から同境界線を北進し更に南西に進み更に北進し同野上地区63林班と同三好地区10班との林班界の交点に至り、同所から同林班界を北進し旧田沼町と旧葛生町との旧行政界に至り、同所から同行政界を北西に進み森林計画図佐野市氷室地区と同常磐地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み秋山川右岸に至り、同所から秋山川右岸を北東に進み県道秋山葛生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道仙波鍋山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道神平羽根鶴線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み旧日鉄鉱業専用線との交点に至り、同所から同線を南進し市道岩崎麦生沢線との交点に至り、同所から尾根筋をアド山へ向かって東進しアド山山頂に至り、同所から歩道を南進し林道小室正雲寺線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道西山箕輪線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道数枝線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積
2,749ヘクタール

(自然環境課)

栃木県告示第458号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第769号）により指定した土砂災害警戒区域の

一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足尾町（唐風呂）3305	略	略	足尾町（唐風呂）3305	略	略
			足尾町（原）3306	別紙図面のとおり。（図面省略）	土石流
略			略		

栃木県告示第459号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第233号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
宇都宮市板戸町201- I -032	略	略	宇都宮市板戸町201- I -032	略	略
			宇都宮市大曽2丁目 201- I -033	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目 201- I -034	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目 201- I -035	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目 201- I -036	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊

略

略

栃木県告示第460号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第44号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
日光市所野 206-Ⅱ-017	略	略	日光市所野 206-Ⅱ-017	略	略
略			<u>日光市所野 206-Ⅱ-018</u>	<u>別紙図面のと おり。(図面 省略)</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
略			略		
日光市西小来 川3104	略	略	日光市西小来 川3104	略	略
略			<u>日光市東小来 川3105</u>	<u>別紙図面のと おり。(図面 省略)</u>	<u>土石流</u>
略			略		

栃木県告示第461号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第655号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
宇都宮市新里 町201-Ⅲ-012	略	略	宇都宮市新里 町201-Ⅲ-012	略	略
略			<u>宇都宮市大曾</u>	<u>別紙図面のと</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>

			一 丁 目 201-I -004	おり。(図面省略)	
略			略		

栃木県告示第462号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第771号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
足尾町（平石平）3301	略	略	略	足尾町（平石平） 3301	略	略	略
				<u>足尾町（原）3306</u>	<u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図面省略)</u>
略				略			

栃木県告示第463号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第234号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			

宇都宮市板戸町201- I -032	略	略	略	宇都宮市板戸町201- I -032	略	略	略
				宇都宮市大曾2丁目 201- I -033	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面のとお り。(図 面省略)
				宇都宮市大曾2丁目 201- I -034	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面のとお り。(図 面省略)
				宇都宮市大曾2丁目 201- I -035	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面のとお り。(図 面省略)
				宇都宮市大曾2丁目 201- I -036	別紙図面のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面のとお り。(図 面省略)
略				略			

栃木県告示第464号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第45号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の 発 生 原 因 となる自然 現象の種類	建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する 事 項	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の 発 生 原 因 となる自然 現象の種類	建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する 事 項
略				略			
日光市所野 206- II -017	略	略	略	日光市所野 206- II -017	略	略	略
				日光市所野 206- II -018	別紙図面 のとお り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略				略			
日光市西小来	略	略	略	日光市西小来	略	略	略

川3104				川3104			
				日光市東小来川3105	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第465号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第660号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
宇都宮市新里町201-Ⅲ-012	略	略	略	宇都宮市新里町201-Ⅲ-012	略	略	略
				宇都宮市大曾一丁目 201-I-004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇都宮市大曾 1 丁目201- I -004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201- I -033	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201- I -034	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

宇都宮市大曾 2 丁目201- I -035	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201- I -036	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県日光土木事務所及び日光市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
日光市所野206- II -018	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
日光市東小来川3105	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
日光市足尾町3306	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建築物に作用すると 想定される衝撃に 関 す る 事 項
宇都宮市大曾 1 丁目201- I -004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県日光土木事務所及び日光市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建築物に作用すると 想定される衝撃に 関 す る 事 項
日光市所野206- II -018	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋二丁目12番 6 号	東京都中央区日本橋二丁目12番 9 号

- 3 変更年月日
令和 7 （2025） 年11月 1 日

(建築指導課)